

「公園墓地 八景苑」使用規則

公益財団法人神奈川霊園（以下当財団という）は、公園墓地八景苑（以下本霊苑という）の運営・管理にあたり、「墓地、埋葬等に関する法律」及び関係法令に則り、聖地としての尊厳と秩序を維持するため本使用規則を定める。

第1条（目的）

本規則は、当財団が経営する本霊苑の使用、及び運営・管理に関し、必要な事項を定め、それが適切に行なわれることを目的とする。

第2条（本規則の遵守）

当財団は本霊苑の尊厳を保持し、その円滑なる運営、管理を維持するため必要ある場合、本規則に基づき『使用細則』及び『建墓施工規則』など定めることが出来るものとし、本霊苑の墓所を使用する者（以下使用者という）は本規則及び『使用細則』などを遵守しなければならない。

第3条（墓所使用契約の締結）

- (1) 本霊苑に墓所を求める者は、当財団所定の墓所使用申込書等に必要事項を記入し、住民票、戸籍全部事項証明書及び申込金を添えて当財団に申し込み、当財団は上記申込書記載事項を審査し、相当と認めるときは、使用者に墓所使用承諾証書を交付して墓所使用契約を締結する。
- (2) 使用者は墓所使用契約の締結に際し、別に定める墓所使用料を速やかに支払い、当財団は、墓所使用料全額受領後、墓所使用承諾証書を使用者に交付する。
- (3) 使用者は、墓所使用承諾証書の記載事項に変更が生じた場合、当該証書および変更を証する書面を添えて、直ちに当財団へ届け出なければならない。また、墓所使用承諾証書を紛失し、または著しく汚損した場合は、所定の手続きより再交付を請求することができる。

第4条（墓所使用目的）

使用者は墳墓の設置、焼骨の埋蔵、その他墓地としての霊苑本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。

第5条（墓所の使用）

- (1) 使用者は当財団に対し、墓所使用料を全額支払い、かつ墓所使用承諾証書の交付を受けて墓所使用契約を締結した日から墓所を使用することができる。
- (2) 使用者は当財団の所定の手続きを経て墓所内に使用者の親族、及び当財団の承認を得た縁故者の焼骨を埋蔵することができる。
- (3) 使用者が墓所に焼骨を埋蔵しようとするときは使用者は予め当財団に対し、法令に定める火、埋葬許可証、または改葬許可証等を添えて、当財団が定める埋蔵届を提出しなければならない。
- (4) 使用者は本霊苑内において祭祀（法要、納骨、開眼等）を行う場合、事前に管理事務所に届出て、許可を得なければならない。

第6条（使用権譲渡等の禁止）

使用者は当財団の書面による承諾なくして、墓所を使用する権利を他に譲渡し、または当該墓所を他に使用させてはならない。

第7条（墓所の使用制限）

使用者は墓所において次の行為をすることは出来ない。

- (1) 墓所に他から墓石等（自然石を含む）を移設すること。
- (2) 墓所に死体を埋葬すること。
- (3) 墓所に当財団の承認を得ることなく、使用者の親族以外の者の焼骨を埋蔵すること。

第8条（墓地の管理）

- (1) 当財団は、良好なる墓地環境を維持、運営、管理するため、本霊苑内に管理事務所を置く。
- (2) 当財団は、その責任において本霊苑の環境整備その他運営、管理にあたるものとする。
- (3) 使用者は、本霊苑の運営、管理に要する経費として、使用細則に定める管理料を支払わなければならない。当財団は、物価の変動などにより、当該時点における管理料によって、上記費用を賄うことができなくなったと認めたとき、またはその確実な見込みが生じたとき、必要、かつ相当と認める範囲内において管理料を改定することができる。

第9条（管理料の支払）

- (1) 管理料は、1年分の管理料を一括前払いするものとし、使用者は、毎年6月30日限り、その年の7月1日から翌年6月30日までの1年分の管理料を一括して、当財団が指定する支払方法（所定の手続きによる口座振替、コンビニエンスストアの代金収納による決済方法等）により支払う。
- (2) 使用者が前項の期日までに支払うべき管理料を支払わないときは、当財団は未払金につき日歩5銭の割合による損害金を請求することができる。
- (3) 使用者が支払った管理料は、事由の如何を問わず、当財団に対して返還を求めることができない。

第10条（管理料の一括支払）

- (1) 使用者は、当財団に対し、前条の規定にかかわらず管理料を一括して支払うことができる。
- (2) 一括して支払う管理料は、使用細則の定めによるものとする。当財団は、物価の変動、その他の事由により不相当となったと認めるときは、将来に向かって管理料を改定することができる。
- (3) 当財団は、管理料を一括して支払った使用者に対しては、墓所使用権が存続する間も管理料を請求しない。
- (4) 当財団は、使用者の死亡した日から5年を経過し、その承継者が定まらない場合であっても、最後の使用者の死亡の日から33回忌を経過するまではその墓所の存続を認める。
- (5) 前項の場合、最後の使用者の33回忌を経過した後は、当財団は墓所使用権が消滅したものとして、本規則の定めるところによりこれを処置することができる。
- (6) 使用者が一括して支払った管理料は、事由の如何を問わず、当財団に対し返還を求めることができない。

第11条（墓所の管理）

墓所の清掃、除草など管理については、当該墓所の使用者がその責任と負担のもとに行うものとする。但し当財団は墓所内の墓石、樹木などの倒壊の危険があると認めた場合、使用者の承諾なく、使用者の負担のもとに防止処置をとる他、公衆衛生上の観点から必要があると認めたときは、墓所の供物、生花など適宜処置を講ずることができる。

第12条（使用者の地位の承継）

- (1) 使用者の地位の承継は、民法の定めるところによるものとする。
- (2) 使用者の死亡などにより、祭祀承継者が使用者の地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は速やかに所定の地位承継届書に住民票、戸籍全部事項証明書等の他、使用細則に定める承継手数料を添えて当財団に届出なければならない。
- (3) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過し、承継者の届出がないとき、当該墓所使用権は消滅する。
- (4) 祭祀承継者が墓所の使用の継続を希望しない場合、祭祀承継者は速やかに書面をもって当財団にその旨届け出るものとする。この場合、

使用者や承継者は既に支払った墓所使用料及び管理料の返還を請求できない。

第 13 条（墓所の工事）

- (1) 使用者が、墓石の建立、その他付属設備など、総て工事を行うときは、使用者は予め当財団の承認を得て、当財団が別に定める『建墓施工規則』に従って施工するものとする。
- (2) 使用者は、墓所に関する一切の工事を、当財団または当財団の指定する石材業者によって行ない、かつ当財団の書面による承諾がない限り、墓所使用承諾証書の交付を受けた後、速やかに当財団、または当財団指定の石材業者との間に外柵、及び墓石石碑建立などの各墓石工事契約を締結しなければならない。
- (3) 墓石の形状、盛土の高さおよび植栽工事などについては、使用者は『建墓施工規則』による制限に服するものとする。

第 14 条（使用者による解約）

- (1) 使用者は何時にても、書面をもって墓所使用契約を解約することができる。この場合使用者は当該墓所を使用者の負担のもとに現状に復して明け渡し、墓所使用承諾証書を当財団に返還しなければならない。
- (2) 前項の場合、使用者は、既に支払った墓所使用料、及び管理料の返還を請求することはできない。但し墓所に墓石の建立、その他外柵設置工事など一切行っておらず、焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に墓所使用料を全額支払っており、かつ当財団において使用者による墓所使用契約の解約がやむを得ない事由に基づくものと認めたときは、使用細則で定めるところにより墓所使用料の一部を返還する。

第 15 条（当財団による解除）

使用者が次の各号の一に該当した場合、当財団は相当の期間を定めて催告し、その履行がないときは墓所使用契約を解除することができる。

- ① 支払期限を徒過して、管理料の支払いを怠ったとき。
- ② 墓所使用の目的に違反して墓所を使用したとき。
- ③ 墓所使用権を無断で他に譲渡し、または墓所を他に使用させたとき。
- ④ 当財団または当財団指定の石材業者以外の業者により、墓所の全部、または一部の工事を行ったとき。
- ⑤ 当財団の承諾なく、墓所使用承諾証書の交付を受けた後、速やかに当財団、または当財団指定の石材業者との間に外柵、及び石碑建立などの各墓石工事契約を締結しなかったとき。
- ⑥ その他、本規則、または使用細則などに違反したとき。

第 16 条（墓所使用契約の終了）

墓所使用契約は、次の場合に終了する。

- (1) 使用者が死亡した日から5年を経過しても祭祀承継者の届出がないとき（但し、第 10 条(4)の場合を除く）。
- (2) 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しないこととして、当財団にその旨届け出たとき。
- (3) 墓所使用契約を使用者が解約、または当財団が解除したとき。

第 17 条（契約終了後の処置）

- (1) 墓所使用契約が終了したときは、使用者であった者、または祭祀承継者（以下「元使用者等」という）は速やかに墓所内に設置された墓石等（石碑象形物）や樹木などを撤去して原状に復し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取って、当該墓所を明け渡さなければならない。
- (2) 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合には、当財団は元使用者等の墓所内の墓石や樹木及び焼骨（または遺骨）などを当財団の任意定める場所に移転し、法令の規定による改葬手続を経て、埋蔵された焼骨を合葬、または合祀することができる。
- (3) 前項の場合、当財団はその費用を元使用者等に請求することができるものとし、元使用者等はそれを支払わなければならない。

第 18 条（損害賠償）

使用者は使用者、その家族、使用人若しくは来訪者が故意、過失により本霊苑、墓所、諸設備、または他の使用者などに損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

第 19 条（墓地図面等の備付）

- (1) 当財団は本霊苑の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面の他、墓所使用者等の住所及び氏名、その他「墓地、埋葬等に関する法律」及び施行規則の定める事項を記載した帳簿を備え置くものとする。
- (2) 当財団が使用者または祭祀承継者に通知、催告するについては、総て使用者、または祭祀承継者が住所地として予め届け出て、当財団の前項帳簿に記載された住所地に対して、これを行うものとする。

第 20 条（使用者の住所届出義務）

使用者は、墓所使用承諾証書記載の住所を変更する場合は、すみやかに住民票を添えて、その旨届け出なければならない。

第 21 条（財務帳簿の備付）

当財団は、本霊苑の業務に関する財産目録、貸借対照表など財務に関する帳簿を備え置くものとする。

第 22 条（帳簿などの閲覧）

当財団は使用者、その他物故者に関係ある者から理由を付した書面をもって、第 19 条及び前条に定める図面、帳簿等の閲覧の請求があったときは、これを許さなければならない。但し、それが正当な理由に基づくものでない場合、また法規に照らして相当でないとき認めるときは、これを拒むことができる。

第 23 条（不可抗力による事故責任）

天災地変など不可抗力、または火災、風災害、盗難など一切の事故、或いは第三者の行為により使用者や、その関係者の受けた損害について、当財団は一切の責めを負わない。

第 24 条（各種費用の負担）

当財団は、使用者やその関係者の求めにより埋葬、改葬、承継及び各種証明書を発行する場合や、塔婆や位牌などを処分し、または使用者が斎場など本霊苑の付属設備を使用する場合には、各種費用及び所定の料金を請求することができるものとし、使用者等はこれを支払わなければならない。

第 26 条（合意管轄）

当財団と使用者及び祭祀承継者などの総ての紛争については、横浜簡易裁判所、または横浜地方裁判所を第一審裁判所とする。

第 27 条（規則の変更）

本規則の変更は、当財団の理事会の出席理事の 3 分の 2 以上の決議を経てこれを行なうことができる。

第 28 条（規則に定めない事項）

本規則に定めない事項については、「墓地、埋葬等に関する法律」など法規に定めるところによるほか、当財団において、これを取り決めるものとする。

附 則

本規則施行後はすべての使用者において、本規則を遵守するものとする。

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から改定施行する。